

改正後

第八条 電離放射線障害防止規則第五十三条第一号に掲げる作業場における外部放射線による線量当量率又は線量当量の測定に用いる機器は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める測定機器を用いて行わなければならない。

(削る)

- 一 ベータ線 七十マイクロメートル線量当量率又は七十マイクロメートル線量当量を適切に測定できるもの
- 二 中性子線 一センチメートル線量当量率又は一センチメートル線量当量を適切に測定できるもの
- 三 ガンマ線又はエックス線 一センチメートル線量当量率若しくは一センチメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量若しくは七十マイクロメートル線量当量を適切に測定できるもの

(特定化学物質の濃度の測定)

第十条 (略)

2 4 (略)

5 前項の規定にかかわらず、第一項に規定する測定のうち、令別表第三第一号6又は同表第二号3の2、9から11まで、13、13の

改正前

第八条 電離放射線障害防止規則第五十三条第一号に掲げる作業場における外部放射線による線量当量率又は線量当量の測定は、次の表の上欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる測定機器を用いて行わなければならない。

区 分	測 定 機 器
中性子線	計数管式中性子測定器、シンチレーション式中性子測定器、熱ルミネセンス線量計又はフィルムバッジ
ガンマ線又はエックス線	電離箱式照射線量率計、ガイガ・ミュラー計数管式線量率計、シンチレーション式線量計、電離箱式照射線量計、熱ルミネセンス線量計、フィルムバッジ又は蛍光ガラス線量計

(新設)

(新設)

(新設)

(特定化学物質の濃度の測定)

第十条 (略)

2 4 (略)

(新設)

(傍線部分は改正部分)

2、19、21、22、23若しくは27の2に掲げる物（以下この項において「低管理濃度特定化学物質」という。）の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。

一 試料空気の採取等は、単位作業場所において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いる方法により行うこと。

二 前号の規定による試料採取機器等の装着は、単位作業場所において、労働者にばく露される低管理濃度特定化学物質の量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、それぞれ、適切な数の労働者に対して行うこと。ただし、その数は、それぞれ、五人を下回つてはならない。

三 第一号の規定による試料空気の採取等の時間は、前号の労働者が一の作業日のうち単位作業場所において作業に従事する全時間とすること。ただし、当該作業に従事する時間が二時間を超える場合であつて、同一の作業を反復する等労働者にばく露される低管理濃度特定化学物質の濃度がほぼ均一であることが明らかなきときは、二時間を下回らない範囲内において当該試料空気の採取等の時間を短縮することができる。

四 単位作業場所において作業に従事する労働者の数が五人を下回る場合にあつては、第二号ただし書及び前号本文の規定にかかわらず、一の労働者が一の作業日のうち単位作業場所において作業に従事する時間を分割し、二以上の第一号の規定による試料空気の採取等が行われたときは、当該試料空気の採取等は、当該二以上の採取された試料空気の数と同数の労働者に対して行われたものとみなすことができること。

五 低管理濃度特定化学物質の発散源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、前各号に定めるところによるほか、当該作業が行われる時間のうち、空气中の低管理濃度特定化学物質の濃度が最も高くなると思われる時間に、試料空気の採取等を行うこと。

六 前号の規定による試料空気の採取等の時間は、十五分間とす

ること。

6
↳ 9 (略)

(鉛の濃度の測定)

第十一条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、第十条第五項各号の規定は、第一項に規定する測定につき、準用することができる。この場合において、同条第五項中「令別表第三第一号6又は同表第二号3の2、9から11まで、13、13の2、19、21、22、23若しくは27の2に掲げる物(以下この項において「低管理濃度特定化学物質」という。）」とあるのは、「鉛」と読み替えるものとする。

(有機溶剤等の濃度の測定)

第十三条 (略)

2
↳ 4 (略)

5 前項の規定にかかわらず、第十条第五項各号の規定は、第一項に規定する測定のうち塗装作業等有機溶剤等の発散源の場所が一定しない作業が行われる単位作業場所において行われるものにつき、準用することができる。この場合において、同条第五項中「令別表第三第一号6又は同表第二号3の2、9から11まで、13、13の2、19、21、22、23若しくは27の2に掲げる物(以下この項において「低管理濃度特定化学物質」という。）」とあるのは、「令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤(特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあつては、特別有機溶剤を含む。）」と読み替えるものとする。

6 第十条第六項から第九項までの規定は、第三項の許可について準用する。

別表第一(第十条関係)

5
↳ 8 (略)

(鉛の濃度の測定)

第十一条 (略)

2 (略)

(新設)

(有機溶剤等の濃度の測定)

第十三条 (略)

2
↳ 4 (略)

(新設)

5 第十条第五項から第八項までの規定は、第三項の許可について準用する。

別表第一(第十条関係)

(略)	物の種類	(略)	試料採取方法	分析 方法
		三・三―ジクロロ― 四・四―ジアミノジ フェニルメタン	固体捕集方法	
				ガスクロマトグラフ 分析方法

(略)	物の種類	(略)	試料採取方法	分析 方法
		三・三―ジクロロ― 四・四―ジアミノジ フェニルメタン	ろ過捕集方法	
				吸光度分析方法、 ガスクロマトグラフ 分析方法又は高速液 体クロマトグラフ分 析方法